

令和2年度第5回長洲町農業委員会定例総会会議録

1. 招集年月日 令和2年8月7日(金)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 令和2年8月7日 午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 1番 濱北 圭右

会長職務代理者

委員 3番 土山 秋吉 4番 中嶋 英徳 5番 松野 智子

6番 濱崎 伸二 7番 嶋田 正忠 8番 大淵 一弘

9番 島川 俊昭 10番 石井 博俊

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 中村 建治 楠田 源志 池上 春男

六栄区域 池上 章 徳永 章 城戸 政治

長洲・清里区域 坂井 隆浩 磯川 伸哉

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

2番 増岡 美知子

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提 出 議 案

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第7号 農地の形状変更届について

議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第22号 荒廃農地の非農地判断について

その他

吉田事務局長

起立。礼。着席。

ただいまから令和2年度第5回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

改めましておはようございます。

8月の4日の日のテレビ放送を見ておりましたら、熊本豪雨から1か月ということで放送があっておりました。その中で、亡くなった人たちのこと、それからまた、助かった人のこと、残された遺族の話などがいっぱいありまして、ほんとうにかわいそうだなという気持ちになって、ほんとうに心を打たれた思いでございました。

過去にも何度も自然災害のたびに対策が取られてきたはずですが、その想定を完全に超えてしまう豪雨で球磨川が氾濫し、甚大な被害を出し、被災された皆様には心からお悔やみ、お見舞いを申し上げたいと思います。

梅雨が明けました。先ほども話がありましたが、明けましたらほんとうに毎日暑い日が続きます。熱中症も大変ですが、コロナ感染も先ほどの話ではありますが、この長洲町が非常に今、注目をされておりますので、用心して、注意して生活されるようお願いを致します。

今日は第5回の定例総会でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

吉田事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の御報告を致します。2番増岡委員より欠席の届出の連絡がっております。

本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告を致します。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第7号「農地の形状変更届について」、議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第21号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第22号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、3番土山委員、4番中嶋委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

1ページです。報告第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解

吉田事務局長 約届について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。
それでは、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届
がありましたので、次のとおり報告を致します。
受付番号が3番になります。
申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載の
とおりです。申請理由につきましても、議案書の記載のとおりによる合
意解約ということになっております。

濱北会長 簡単ではございますが、以上で報告第6号の説明を終わります。
ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この
件について何か質問等はございますか。
—ありません—の声有—

濱北会長 ありがとうございます。なければ、報告第6号はこれをもって終わ
ります。
次に進みます。
2ページです。報告第7号「農地の形状変更届について」を議題と致
します。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長 報告第7号、農地の形状変更届がありましたので、次のとおり報告を
致します。
受付番号5番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積
については、議案書に記載のとおりです。申請理由等についても議案書
に記載のとおりでございます。
こちらも簡単ではございますが、報告第7号の説明を終わらせていた
だきます。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件
について何か質問等はございますか。
—ありません—の声有—

濱北会長 ありがとうございます。なければ、報告第7号を終わります。
次に進みます。
4ページです。議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申
請について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長 議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次
のとおり提出いたします。
議案書の6、7ページ、受付番号が5番、6ページのほうに記載して
おります5番になります。
申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載の
とおりです。申請地につきましては、JAたまな長洲供給センター東側
になります。
申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の1、2
ページを併せて御覧ください。
申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

	<p>全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積1万4,899㎡、農作業歴15年の経験があり、家族3人で作業を行っておられます。申請地は、これまでどおり畑として利用し、今後も全ての農地を利用するというごさいます。機械の所有状況でございすが、トラクター1台、耕運機1台、散布機1台、営農トラック1台を所有されておられ、田植機1台、コンバイン1台をリースにて作業をされておられます。通作距離につきましては、自宅から徒歩3分程度ということございすが。</p> <p>地域との調和要件、役割分担につきましては、権利取得後は、これまでどおり畑として利用するため、周辺農地の利用に支障を与えることはないということさ。農業の維持発展に関する話合いや活動への参加、及び地域での取決めに遵守、協力をすることございすが。</p> <p>以上、受付番号5番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がございしました。補足説明を農業委員、9番の島川委員にお願いいたします。</p>
島川委員	<p>9番の島川です。</p> <p>畑で、多分そばにあるので都合がいいんでしよう。ちょうどいいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺ひます。</p>
城戸推進委員	<p>推進委員の城戸です。これまでどおり畑として利用するため、別に問題はないと思ひます。審議のほう、よろしくお願ひします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。今、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がございしました。この件について、何か質問等はございしますか。はい、どうぞ</p>
松野委員	<p>写真で見ると、木が植わっているような格好に見えるんですけど、これで畑で使われていたんですか。</p>
木原書記	<p>写真の撮り方ですみません、木が1本になってしまつて、あとはちょっとまだ草で荒れていた感じさ。あとは、周りのように少しきれいにはしてありましたけれども。</p>
松野委員	<p>木があるところが畑ですよね。</p>
木原書記	<p>木のあるところが畑です。</p>
濱北会長	<p>現在、畑として使われるとは使われるとよね。</p>
木原書記	<p>使われるところは、使つていらつしやる。</p>
濱北会長	<p>何かほかに意見はありませんか。はい、どうぞ。</p>
楠田推進委員	<p>田植機とコンバインのリースであるですね。これはどういう意味さか。</p>
木原書記	<p>作業の委託さ。</p>
楠田推進委員	<p>要するに、作業は委託してから。</p>
木原書記	<p>はい。</p>

楠田推進委員
濱北会長

分かりました。
ほかにないですか。
—ありません の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。
—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号5番は原案のとおり決定を致します。
次に進みます。

吉田事務局長

8ページです。議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

それでは議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出を致します。

議案書の10、11ページ、受付番号2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、六栄小学校西側になります。

本申請は、既に事業が完了しているため、追認案件になります。

なお、許可を受けないまま事業を行ったことに対する始末書が添付をされております。

許可基準等について御説明を致します。

説明資料の3、4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築となっております。申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の団体の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地という判断になりますが、原則不可となりますが、例外的に許可できる場合が定められております。例外要件につきましては、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の同項ただし書及び同法施行令第4条第1項第2号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に設置されるもの、いわゆる集落接続に当たるという不許可の例外に該当すると思われ

ます。
資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しているため、新たな工事等や費用は発生いたしません。

計画面積の妥当性につきましては、平成元年に個人住宅を建築したものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてもおられません。

周辺農地等に係る営農条件の支障の有無につきましては、既に事業が完了しているため、特に被害を与えることはないということです。万が

	<p>一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するということがございます。</p> <p>その他、給水は町上水道、汚水はくみ取り式、生活雑排水及び雨水は道路側溝への排水ということです。</p> <p>以上、受付番号2番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の9番、島川委員にお願いいたします。</p>
島川委員	<p>9番、島川です。ここは、道路予定地で聞いてったばってん、建ててよかったですかねて思ったっですたい。</p>
木原書記	<p>ええ、道路予定地です。</p>
島川委員	<p>それをこのまま……。</p>
木原書記	<p>いえ、地目替えです。</p>
島川委員	<p>地目替えだけですか。</p>
木原書記	<p>はい、地目替えだけです。</p>
島川委員	<p>もう家も建っていますし。</p>
中嶋委員	<p>大体これは、平原、清源寺から来ると、ずうっと繋がって言いよった所の中ん道たいね。</p>
島川委員	<p>ええ。その道路予定地やん。中に建っとる。</p>
大淵委員	<p>やっぱこの辺が、青写真のできとつとかね、太か道の。</p>
木原書記	<p>一応計画道路の上沖洲赤田線の道路予定地の延長にあるかと。</p>
中嶋委員	<p>あれはもう中止になったんでしょう？</p>
木原書記	<p>いえ。今から進められます。</p>
濱北会長	<p>続きまして、城戸推進委員に意見を伺います。</p>
城戸推進委員	<p>推進委員の城戸です。先ほど説明がありましたように、特に問題はないと思いますけれども、転用申請を行わず個人住宅を勝手に建築しているのがちょっと引っかけますけど、審議のほうをよろしく願いいたします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。</p>
木原書記	<p>ちょっと経緯を説明します。一応、登記上は、昭和47年に売買でここを買われているので、もしかするとこのとき転用が出ていたのかもしれませんが。47年に売買でここを買われているので、当時、出ていたのかもしれませんが。当時、計画道路があったかどうかは、ちょっとすみません、私もそこは定かじゃないです。</p> <p>計画道路予定地に住宅を建てることは、実際、可能は可能です</p> <p>今回、ここから先、赤田に向かうほうが、今から道路の建築として進む予定です。その中で、ここの地目だけが田んぼで、本来であれば別に、道路予定地なので、町が買収しても全然地目替えを……。正直、ここは空き家なんですよね。もういらっしゃらないので、だけん解体は可能なんですけれども、道路予定地としてはここの土地の一部しか要らないんです。なので、全筆買いというのができないというのが、まず一つです。</p>

<p>吉田事務局長 木原書記</p>	<p>なので、全筆地目替えができないというのが一つで、その残地、道路予定地から余ったところの土地は、隣の方が買っていいという話まで出来上がっているそうなんです。そこに売買するためにはどうしたらいいかという、宅地で売買するしかない、今のうちに地目をきれいにすると。</p> <p>道路のほうから上がってきたのか。</p> <p>そうです。だけん、実際、話に上がってきたのは建設課のほうからなんです。どうしたら譲れるかというところの相談があったところなんです。なので、昭和40年代はうちも記録に残っていないので。</p>
<p>中嶋委員 木原書記 島川委員 木原書記 中嶋委員</p>	<p>3軒丸々やなかったいね。</p> <p>はい。この真ん中。</p> <p>3軒丸々道路予定地やろうと思っていた。</p> <p>はい。3軒丸々じゃないと思います。</p> <p>ばってんが、もう基盤整備しとるけん、このちょうど ちーっとひょんまがって、こっちの左側の道に合わせて造るとならば……。</p>
<p>木原書記</p>	<p>これが、字図を見てもらって、申請地のところに上に地目が何も書いていない線が入っているところがあるじゃないですか。これが道路予定地です。</p>
<p>中嶋委員 木原書記</p>	<p>なら、かかるとるとたい。</p> <p>そうです、はい。大体これが道路予定地の境界です。下のゼンリンより字図のほうを見ていただいたほうが分かりやすいと思います。字図で地目が何も書いてない真っ白なところ、そこが大体道路予定地。ゼンリンだとちょっと見にくいですけども、真ん中に点線が真っすぐ並んでいるところぐらいが予定地、こういう感じです。だけん、ゼンリン、下からずっと水路を挟みながら点、点、点とあるような形の真っすぐな感じが予定地。</p>
<p>中嶋委員 木原書記 中嶋委員 木原書記 中嶋委員 木原書記</p>	<p>ほんなら全部かかるかもしれん。</p> <p>はい、大体全部かかってきている。ただ、ここの中の一部らしいです。一先宮のほう。</p> <p>一先宮のほうというか、八幡小学校に抜ける……。</p> <p>いしかわ産婦人科の横さん……。</p> <p>そうそう。いしかわ産婦人科に抜ける赤田の五差路のところの抜けるような感じです。</p>
<p>濱北会長 木原書記 濱北会長 木原書記 中嶋委員</p>	<p>一先宮の坂……。</p> <p>はい、坂を下ったところですよ。</p> <p>ちょうどあその四つ角になるところ。</p> <p>はい、変な形の四つ角、五つ角みたいな。</p> <p>基盤整備したとき、買収しとるとだろばってん、基盤整備しとらんところは買収しとらんもんね。</p>
<p>濱北会長</p>	<p>ほかにないですか。</p>

中嶋委員	ばってん、今からそがんして何かまたそこば、家ばうっくざして家ば建て直すとかそがんことのなか限りは出てこんど、あんまり。
木原書記	出てこんでしようね。家を建てたるときにも、そこにそういう道路とか歩道とかの計画がないかというのは、事前に多分調査士さんが調べられていると思います。
中嶋委員	だけん、農業委員会には出て、登記はしとらっさんというだけだろう？
木原書記	と思います、だけん、どういう売買……、多分3条で買うとらすということは考えられないかなと思うんですよね。47年当時にここを。
中嶋委員	よかばいた、よかばいたでここば。
濱北会長	これは、さっきの話だと、建設課から話が来たんですか。
木原書記	建設課から話が来ました。
吉田事務局長	木原とも言いよったばってん、やっぱり普通、宅地で家ば建つるなら、よう建ったなていう話はしとっとですたいね。普通なら建たんばってん、何でこがんなつとるとかなというのは確かに……。
木原書記	だけん、今のところは、47年からの2軒目かもしれんし……。
島川委員	47年だけんね。
木原書記	47年と、平成元年の建物登記があったけん、平成元年に今の建物は建ったて分かってるんですよ。ただ、登記簿上の売買は47年に1回あってるんですよ。
島川委員	ほっだけんが、その前にこう……。
木原書記	分らないです。だけん、建つとって建て替えたのかもしれないです。なので、そこは分らない。ただ、昭和47年売買というのが登記簿上あるので、そのときにはもちろん、何だろうかなという感じは。
濱北会長	ほかにないですか。
濱北会長	—ありません の声有—
濱北会長	なければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。
濱北会長	—賛成者挙手—
濱北会長	ありがとうございました。全員賛成ですので、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
吉田事務局長	次に進みます。
吉田事務局長	受付番号3番です。事務局より説明を求めます。
吉田事務局長	それでは議案書の12、13ページですね。受付番号が3番になります。
吉田事務局長	申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。
吉田事務局長	申請地につきましては、長洲駅の南側になります。本申請は、既に事業が完了しているため、追認案件になります。なお、許可を受けないまま事業を行ったことに対する始末書が添付をされております。
吉田事務局長	許可基準等について御説明を致します。説明資料5ページ、6ページをお開きください。

申請理由につきましては、貸駐車場となっております。申請地の農地区分につきましては、鉄道の駅や市区町村役場等その他類する施設から300m以内であるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しているため、新たな工事等や費用は発生いたしません。

計画面積の妥当性につきましては、平成24年より貸駐車場として利用しており、30台分の駐車スペースのため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、既に事業が完了しているため、特に被害は与えることはないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するというところでございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水については自然浸透し、余水については道路側側溝及び排水路へ放流ということでございます。

以上、受付番号3番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の3番、土山委員にお願いします。

土山委員

3番、土山です。

これは、ここに平成24年と書いてあるけど、私が農業委員になってもう6年ですたいね。農地パトロールのとき、必ず無断転用、無断転用と毎年書いてあるとですよ。それで、私が言うたですたい。これは4条ば申請せんですから。そしたら、申請して、このような感じになったわけです。

以上です。

濱北会長

続きまして、担当推進委員の坂井推進委員の意見を伺います。

坂井推進委員

先ほどお話にあったとおりです。しばらくの懸案事項であった無断転用でしたので、よかことだと思います。審議のほど、よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから、担当推進委員より説明がございましたけれども、何か質問等はございますか。

土山委員

ついでに言うたつばってん、6年間の間、長洲の農業委員会から農地転用ばしてくれていうて来んやったかねて言うたら、全然来んやったちゅうことやけん、やっぱり行かなでけんやな、言うてから転用させんね。

吉田事務局長

そうですね。今回、土山さんから言っていて、こういうふうにさせていただいたんで、私たちも気づいたところは、今後、そういう文書の配付等は考えたいと思います。私たちだけではなかなか気づかないん

濱北会長

ですよね。さっきみたいに家が建っちゃったりしてたら宅地だと思いますので、もしそういうのがあったら、事務局のほうにお知らせください。やはり言われるように、文書等できちんと転用できるところについてはしてくださいということは言わんといかんのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

皆さん、よろしく申し上げます。

ほかにないですか。

実は、私も農業委員をして9年になりますけれども、実際には駐車場をされておられました。そのときは、話はしとったっです。この前も一遍話をしたかなと思いますけれども、その人の話を一遍したことがあると思うんですが、とにかくそういうことで、「どうし、そのとき言わんか」て。「今頃、そればどうして言うとか」ていうてから言われたちゅうことは聞きましたからね。やっぱりそのとき、そのとき、そのとき、何でも言い続けていきよらんとそがんなってしまうとかもしれんですね。

ほかになければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。

一賛成者挙手一

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号3番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

14ページです。議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長

議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の16、17ページをお開きください。受付番号が6番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、株式会社イノアック東側、荒尾市との境の分になります。本申請は、既に事業が完了していたため、追認案件になります。なお、許可を受けないまま事業を行ったことに対する始末書が、こちらも添付をされております。

許可基準等について御説明いたします。

説明資料の7、8ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、資材置場となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種、ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であること、周囲は山林に囲まれた高台にあり、南側圃場整備地区及び東側の荒尾市圃場整備地区までは迂回して行く必要があることなどから、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合は、原則として許可をすることができます。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が事業費

を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しているため、新たな工事等は発生いたしません。

計画面積の妥当性につきましては、平成27年より資材置場として利用しており、必要な面積であるため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、既に事業が完了しているため、特に被害を与えることはないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するというところでございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は地下浸透ということです。

以上、受付番号6番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の3番、土山委員にお願いいたします。

土山委員

3番の土山です。

この土地は、ここに何か土木道具とか、何か妙なブロックとか、とにかくそういう道具ば持って来よったですもん、若か青年がですね。それで、私が何年前に言うたっですよ。「おい、これは無断転用やけん、長洲町の農業委員会に農地転用ばせんとでけんばい」て言うたら、そのときは「はい、はい」ちゅうて、それから一、二年、何こたなかけん、今度は最近、土地所有者に言うてから、4条申請ばしてくださいと言うたっですよ。ほしたら、二、三日してから、5条申請ばするごつしてね、司法書士に頼んどりますということで、「ああ、そうですか」て言うたところですよ。それが、今日、上がってきたということです。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

坂井推進委員

こちらの件も、先ほどと同じようにここ何年間かの懸念材料でしたので、解消されることはいいと思いますので、審議のほど、よろしく願いします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから、担当推進委員より説明がありましたけれども、この件について何か質問等はございますか。

土山委員

ちょっとよかですかね。

濱北会長

はい、どうぞ。

土山委員

質問ちゅうか、ここは第2種になっと？ 荒尾市に聞いたら第1種ち言いよったよ。

木原書記

土山委員のところですか。

土山委員

うん。俺げの……、あそこ、一緒よ。

土山委員
木原書記

も非農地化してなければ、地目がここはずらった畑だったですよ。荒尾もずらっと畑だったと思うんですよ。

いや、ずうっと森林やった。

確かにね。ただ、そのときはまだ非農地化をしてなかったら、畑で見るけんが、つながりはあると言われればそれまでだと思うんですよ。それが、お互い、ここ何年で非農地化をどんどん進めてきてる中で……。

土山委員
木原書記

何か多かな。例外ばっかったい。

すみません。だけん、1種とかでどうしてもと言われたときは例外を見つけていくしかない。あるのはあるんです、必ずしも1種は何でも駄目じゃないので、その中で例外に該当すれば、基本的には相談に来る人はどうしても転用したいという気持ちで相談に来るけんですよ。それが、一番に私たちが農地区分から結局見るので、3種とか2種であればある程度いけるので、ただ、それが圃場整備の横とか、10ha以上のつながりを地目田畑だけでどうしても切れない、分断できなくて、10ha以上あるのであれば、この例外規定をどうにかして探してあげる。そこまでして駄目ならば、どうしても転用できませんよという結論に至るといだけの流れですね。

中嶋委員
木原書記
濱北会長

この辺ちゃ、全部荒れとっとな？

この辺一帯はほとんど山です。

山だもん。ミカン畑やったたい、昔は。

ほかにありませんか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ほかになければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号6番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号7番です。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長

それでは、議案書18、19ページになります。受付番号7番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、腹栄中学校東側になります。

許可基準等について御説明を致します。

説明資料の9、10ページを併せて御覧ください

申請理由につきましては、個人住宅建築となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種、ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合、及び集落に接続しているため、原則として許可をすることができます。

資力につきましては、金融機関からの事前審査結果通知による融資額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和3年8月31日に完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、土地登記全部事項証明書には、根抵当権設定がされておりますけれども、設定者より根抵当権解除証書が添付されており、抹消登記をしていないものであるため、その他の権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出を避けるため、ブロックで土留め等を設置し、地盤補強工事を行うと。それと、整地を行う程度ということでございます。周辺農地への影響はないということですが、細心の注意を払い工事を実施することでございます。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応することです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は地下浸透及び溜枘から道路側溝へ放流ということでございます。

以上、受付番号7番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の9番、島川委員にお願いいたします。

島川委員

9番の島川です。現地は、何軒か家が建っておりますので、ほとんど宅地と思われま。お願いします。

濱北会長

ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の池上章推進委員に意見を伺います。

池上(章)推進委員

推進委員の池上です。こちら辺は、ほとんど宅地といえますか、住宅ばかりで、畑も住宅にすればできるような土地ばかりで、何ら近隣の方に迷惑をかけるところじゃないと思いますので、皆さんの審議をよろしくお願いします。

濱北会長

ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから、担当推進委員の説明がありました。この件について質問等、意見はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、受付番号7番に賛成の農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号7番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

吉田事務局長

次に進みます。

20ページです。議案第21号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

議案第21号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、21ページが総括表となり、2020年の期間ごとの総括になります。

22ページが、今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積ということになります。

詳細につきましては、23ページ、賃借権8件、16筆、1万6,027㎡、24ページ、使用貸借権4件、4筆、5,626㎡となっております。

以上、議案第21号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ないようですので、農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり決定をします。

次に進みます。

吉田事務局長

今日の最後です。25ページです。議案第22号「荒廃農地の非農地判断について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

それでは、議案第22号、荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものでございます。

対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は、議案書に記載のとおりです。

対象地につきましては、1件、1筆、268㎡になります。

荒廃農地の非農地判断につきましては、農地利用状況調査の結果でB分類として判断された農地に対し、非農地通知書を発行するため判断を頂くものです。

なお、備考欄にこれまでの結果を載せております。今回の対象地については、事前に所有者に対して非農地判断についての意向確認を行い、同意を頂いた土地になります。非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当しないこととなります。

なお、参考資料、説明資料の11ページの航空写真を載せておりますので、参考程度で御確認いただければと思います。場所が、荒尾霊園の近くになります。

以上、議案第22号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問、意見等はございますか。

木原書記

その北側が霊園になりますね。上のほうが霊園になります。御存じの方がおられれば、葛輪の公民館から菰屋の変電所に抜ける細い道があるかと思えます。途中で荒尾市と長洲町の境の二股に分かれているところ、分かりますかね。あれを、左手は変電所のほうに行くんですけども、右側のほんとうに細い、霊園にそのまま抜ける道があるんですが、あの辺の土手のところら辺になります。

徳永推進委員

ここは長洲ですか。

木原書記

長洲です。境は、先ほど言った葛輪の公民館から荒尾の変電所に行きますよね。その二股に分かれている左手側が荒尾市。その右手は長洲町です。

濱北会長

何かほかにはないですか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の賛成の方の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定し、非農地通知書を交付いたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、御意見等何かございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、事務局のほうから連絡事項を。

(その他事務局説明)

1. 令和2年7月豪雨災害義援金について
2. 農地利用状況調査と活動日誌について
3. 農地利用推進大会について
4. 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の日程について

濱北会長

それでは、全て終わりましたので、これをもちまして令和2年度第5回長洲町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

吉田事務局長

起立。礼。

閉会（終了 午前11時01分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印